

秋田市立中・高等学校における部活動方針

1 方針策定の趣旨等

平成30年3月にスポーツ庁は、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。このガイドラインでは、学校設置者は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長は「学校の運動部活動に係る運動部活動の方針」を策定することとしています。また、同ガイドラインの策定および運動部活動の適切な運営等に係る取り組みの徹底にあたり、文部科学省と文化庁との連名による都道府県教育委員会への通知において、ガイドラインの趣旨等については、当面、文化部活動に関しても準じた扱いをすることとされています。

そこで、本市では、市立中学校および高等学校の運動部および文化部の活動が適切に実施されるよう、国のガイドラインに則り、このたび本方針を作成しました。

各校におかれましては、本方針の内容を踏まえ、あらためて生徒、保護者および外部指導者等の関係者と、自校の部活動運営のあり方について共通理解を図り、自校の活動方針に基づく運営をお願いします。

2 部活動の意義と効果

学校教育の一環として行われる部活動は、スポーツや芸術、科学等に共通の興味、関心をもった生徒が集まり、教員や保護者等による指導、支援のもと、技能や思考力、表現力等の向上を図るとともに、学級や学年、学校の枠を越えた交流の中で、競い合ったり、喜びや感動を分かち合ったりするなど、充実した学校生活を送るためにも欠かせない活動です。

部活動の効果

- ・自己の能力の確認、努力による達成感、充実感をもたらします。
- ・協調性、責任感、連帯感を育成し、人間関係形成につながります。
- ・各教科の学習で身につけた能力を充実、発展させるとともに、部活動の成果を、運動や制作、演奏等の学習活動にも生かすことができます。
- ・生涯にわたってスポーツや文化に親しみ、豊かな生活を実現する資質、能力をはぐくむ基盤となります。

3 活動充実のための留意事項

(1) 運営方針等の共通理解

校長のリーダーシップのもと、学校組織全体で部活動の目標や計画、指導体制や方法等を学校内において検討、確認するとともに、生徒や保護者等と、日常の運営や指導のあり方について意見を交わし、共通理解することが大切です。

- ・ 目標や計画の立案、日常の運営においては、生徒の健康管理、安全確保等のために、学校医や養護教諭、栄養教諭など、専門性を有する学校関係者、教職員の協力を得ること。
- ・ 活動内容等に関する生徒への説明において、各部内のみにとどまらず、全ての部活動の代表生徒が集い、望ましい活動のあり方などについて意見交換する場を意図的、計画的に設けること。

(2) 効果的な指導体制の整備

各競技、分野等の特殊性と顧問教員の状況、生徒や保護者等のニーズによっては、地域人材や優れた指導力を有する外部指導者を活用することが有効です。

- ・ 外部指導者等の協力を得る場合には、当該指導者に対して、校長が学校教育の一環として行われる部活動の意義や学校としての目標、生徒の状況、事故発生時の対応等について説明し、十分な理解を得ること。
- ・ 顧問の教員は、外部指導者等と相互に情報を共有し、技術的な指導においても必要に応じて外部指導者等に適切な指示を行い、指導を任せきりにならないようにすること。

※部活動指導員について

学校の教育計画に基づき、部活動の指導、大会引率等を行い、校長が顧問を命ずることができる部活動指導員(学校教育法施行規則第78条の2)の配置等については、県教育委員会における方針を踏まえ、導入について今後検討することとしています。

(3) バランスのとれた成長への配慮

自主的、意欲的に部活動に取り組ませる工夫を講ずる一方で、各教科等の学習における基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけていくことや、多様な分野に目を向け、知的好奇心や豊かな感性等をはぐくむための配慮は、生徒の負担軽減の観点からも大変重要です。

- ・ 学校全体または部活動毎に、活動時間と活動休養日を、適切に設けること。
【次頁参照】
- ・ 定期考査等の前に一定期間、学校全体の休養日を設けること。
- ・ 泊を伴う大会や練習試合等への年間参加日数について、学校全体の規定を設けるとともに、長時間の移動を伴う校外活動の精選を図ること。
- ・ 顧問の教員は、年間または月毎の練習計画等を校長に提出し、事前に承認を得るとともに、通信・会合等により保護者へ説明すること。

(4) 事故防止と安全確保の徹底

全国的に、部活動中での生徒の突然死、命に関わるけがや熱中症等の事案は毎年のように発生しています。けがや事故はもとより、指導者による生徒への体罰等を未然に防止し、安全な活動を実現するための体制づくりは欠かせません。

- ・ 指導者不在での活動は行わないこと。
- ・ 生徒の精神状況や疲労状況を十分に把握し、一人一人の心に寄り添った指導、助言を行うこと。
- ・ 次に例示する発言や行為は、指導者による体罰等として許されないものであり、絶対に行わないことを顧問と外部指導者は共通認識すること。

【例】・長時間にわたる正座、直立など、特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。

- ・ 熱中症が予見され得る状況下で、水分補給をさせずに活動させる。
- ・ 身体や容姿、性格等を侮辱したり否定したりする。
- ・ 特定の生徒に対して執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。
- ・ パワーハラスメント、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

4 部活動の活動時間と休養日について

(1) 中学校（平成30年8月から実施）

- 【長期休業以外】
- (1) 平日の活動時間は、2時間程度とする。
 - (2) 平日の休養日を毎週1日以上設ける。
 - (3) 土・日(祝日)の活動時間は、3時間程度とする。
 - (4) 土・日は、少なくとも1日以上休養日を設ける。
 - (5) 大会参加等により、土・日(祝日)の両日に活動する場合は、代替休養日を大会翌日等に設ける。

- 【長期休業中】
- (1) 平日の活動時間は、2時間程度とする。
 - (2) 平日の休養日を毎週1日以上設ける。
 - (3) 土・日(祝日)の活動時間は、3時間程度とする。
 - (4) 土・日は、少なくとも1日以上休養日を設ける。
 - (5) 大会参加等により、土・日(祝日)の両日に活動する場合は、代替休養日を大会翌日等に設ける。
 - (6) 年末年始休業、学校閉庁日等に合わせて、1週間程度の休養期間を設ける。

(2) 高等学校（平成30年5月から実施）

- 【長期休業以外】
- (1) 平日の活動時間は、2時間30分程度とする。
 - (2) 平日の休養日を毎週1日以上設ける。
 - (3) 土・日(祝日)の活動時間は、3時間30分程度とする。
 - (4) 土・日は、月2日以上休養日を設ける。

- 【長期休業中】
- (1) 平日の活動時間は、2時間30分程度とする。
 - (2) 平日の休養日を毎週1日以上設ける。
 - (3) 土・日(祝日)の活動時間は、3時間30分程度とする。
 - (4) 土・日は、月2日以上休養日を設ける。
 - (5) 年末年始休業、学校閉庁日等に合わせて、1週間程度の休養期間を設ける。